

裁判官の報酬の進級制（昇給制）の在り方
（報酬の段階の簡素化を含む）に関する主なやりとり

第 3 6 回審議会（平成 12 年 10 月 31 日）
（略）

【中坊委員】（略）今のように給与が 23 段階にもなっていると、この問題はやはり大きな一つの問題だろうと思うんです。だから、それが非常に独立性を害するように、上からやられているんじゃないかというようなことであるから、やはりそういう給与問題も、23 段階というような小刻みのものじゃなしに、2、3 段階とか何か、極端に少ない階数にして独立性を維持するというような側面も、人事の議論の中に当然入ってくるということを、我々としても一応認識しておかなければならない。中間報告までに我々としては一応の方向付けはしなければなりません。（略）

第 5 6 回審議会（平成 13 年 4 月 16 日）

【中坊委員】（略）しかも、第 2 番目といたしましては、その人事制度の根幹というのは一体何であるのか、何が人事制度というものが司法行政上大きな力を発揮するのかというのを考えてみますと、やはり一つには、報酬の多段階制にあるのではないかと。報酬が現行では 23 段階というふうに、非常に微細に分かれておる。そのこと自体が先ほど言うように人事行政の中で、個々の裁判官の独立を侵しておる危険性があるのではないかとこの指摘があるわけでありまして、そういう意味における報酬の多段階制はやはり少なくとも数段階等に減らすなど、積極的な改革が望めない限り、人事行政による裁判官の独立の侵害があり得るというふうに思うわけでありまして。（略）

（中略）

【山本委員】（略）それから、報酬制度の改革、これも中坊先生がおっしゃられるように、余りにも微に入り細にうがって精緻なランク付けみたいなものがあるとすれば、それは是正すべきだと思いますが、基本的に裁判官というのは、自ら鍛錬して、より良い裁判官を目指して精進していくわけですから、それに応じた給料のランクとか報酬のランクというのがあってしかるべきであると思います。その辺もバランスを考慮しながら考える必要があるということではないかと思っております。

（中略）

【高木委員】（略）次に、何に使うのかというのをきちっとしなければならない。10 年 1 任期ということになっていることから考えれば、毎年やる必要があるのか、任期中 2、3 回でいいんじゃないかとか、あるいは昇給に使うからということになれば、毎年やらなければいけないということなのか。これは賃金と言いますか、裁判官の場合は報酬というんでしょうか、報酬に対する考え方で、終戦直後の国会のやりとりなどで報酬は残り多段階でない方がいいというようなことがありましたのに、いつの間にやら 23 段階です。

そういう意味では、例えば、国会議員の場合の報酬、これは参議院で 6 年ですが、報酬自体が全体的に変わることはあり得ますが、例えば、5 選目だからこれだけ、1 期目だからこれだという差は原則的にない。裁判官の場合にも、任用の際に、あるレベルをクリアーしているということが任用の前提だとするならば、そう毎年毎年上がらなければいけないよ

うな仕組みが本当に要るのか。強いて要るとしたら、まさに勤続ファクターくらいを見ていけばいいんでしょうし、現実に20年間はそういうものは差はつけないという運用になっているわけですから、10年間は逆に評価も要らないのかなと思ったりもしますけれども、いずれにしても、給与がそんな多段階であるのはそもそも予定していないんじゃないか。市町村長にしても、知事さんにしても、これは政治、行政という面で仕事の内容が全く一緒がどうか吟味してみる必要があると思いますが、評価の結果を何に使うかということ、給与の段階制みたいなものは関係があるんだろうと思いますが、いずれにしろ内部の評価が中心だろうとは思いますが。

(中略)

【吉岡委員】(略)考えなければいけないのは、さっき23段階に分かれているということでしたが、そんなに細かく分ける必要が、裁判官の場合にあるのかと。

(中略)

【佐藤会長】時間がまいりましたので、再開させていただきます。今日は12時を過ぎるとしても、5分か10分過ぎぐらいで終わりたいと思っていますので、よろしく願います。

さっき申しましたように、最初に、報酬などの問題について少し御議論いただいて、そして、最高裁判所の裁判官の選任等に在り方について意見交換をしていただければというように思っております。まず、報酬などの問題については、さっきから少し御意見が出ておりますけれども、いかがでしょうか。

【藤田委員】今度の制度改革によりますと、原則的に法科大学院を3年、例外的に2年ですけれども經由して、どのぐらいの期間になるのか分かりませんが、更に司法修習をとということになります。以前裁

判所内部で司法修習制度の在り方を検討したときに議論したんですが、人材の各分野での取り合いと言いますか、適正な配分という点から言うと、現状よりも長い年限を経なければ、裁判官、検察官、弁護士になれないということになりますと、負担が重くなります。恵まれない家庭の子弟のことを考えなければということからは前から申し上げてありまして、一定限度の別枠、あるいは会長代理のおっしゃった社会人枠というようなものがある必要はないかという意見を申し上げました。また、裁判官、検察官の待遇については、今申し上げたような負担ということを考え、更に弁護士任官の推進という点からも、報酬とか年金等の制度について、手厚い措置が必要ではなからうかというふうに考えます。

【高木委員】私、先ほど裁判官の給与はもう単一レートでいいという趣旨のことを申し上げましたが、今、藤田さんが言及されました、例えば、年金権だとか退職金なんか、任期10年ということなら、任期10年ごとに原則整理・精算と。また、再任されたその任期ごとにと。勿論、再任された場合は、支払は通算してやればいいたらうと思いますが、原則的な考え方はそういうふうな処遇の体系ということで一貫性を持った方が、制度が10年ごとにというふうになっている、それを貫徹させるという意味で筋が通るんじゃないかなと思います。

勿論、テーブル改定等が、例えば、任用1任期目、2任期目で、レートが若干経験だとか勤続だとかでやるとしたら、そういう意味でのレート改定はベースアップがあって、だからいわゆる定期昇給原則なし、ベースアップありという、準ベア方式でお考えになるのが論理じゃないかなというふうに思います。

【藤田委員】補充いたしますと、今の判事補、判事の給与の格付と申しますか、何階級かに分かれています。これが、改善の余地があるかどうかは別といたしまして、ドイツ、フランスのようにキャリア

システムを取る以上は、やはりイギリスのように、ごく少なくしてしまうというようなわけには、なかなかいかないのではなからうか。

法曹一元を前提にして考えますと、アメリカやイギリスのように単一、あるいはごくランクが少ないシステムは可能かと思えますけれども、判事補制度を廃止するというようなことが現実論として難しい、将来再検討するかどうかは別といたしまして、キャリアシステムが維持されるという前提ですと、やはりある程度の刻みというものは、やむを得ないのではないかというふうに思っております。

【佐藤会長】今、判事補も含めて全部で23段階ですか。それについては、藤田委員、ちょっとお立场上申しにくいところあるかもしれませんが。

【藤田委員】もうちょっと刻みを少なくした方がいいのかということはありませんけれども、それが今の待遇のベースダウンになるというんだと、やはりさっき申し上げたような人材を集めるという辺に影響が及ぶ。職業としての魅力がなくなると、ほんくらばかり来るということになると、被害を受けるのは国民でありますから、そういう意味では、ダウンにならないというような形での刻みの改定というのは、考えてよいと思えます。

【山本委員】先ほどちょっと申し上げましたけれども、私も、功成り名遂げたローヤーが、同じところでずっと裁判官をやるというような、アメリカは大体そのようですけれども、そういうところはちょっと別としまして、やはり日本のシステムにおいては、競争とか、能力評価というのは、どうしてもなくてはいけないと思うんです。ですから、そういった能力とか、実際の成績、言葉は悪いですがけれども、それに関係なく全く報酬が同じだというのはいかがなものかと思えます。その二十何段階というのがどうなのか私もよく分からないんですけれども、余り細か過ぎるのはいかがかという感じがしますけれども、ある程度の段階は残すべ

きだと思えます。

【佐藤会長】判事補の場合は、12段階ですか。あとは9段階と長官が二つある。そうですね。

【藤田委員】私が判事補でおりました当時は、アップが必要ということがあったんでしょうか、特1号とか特2号とか、そういうランクが加わって、それを給与改定のときに本来のランクに繰り入れたということでランクが増えてきたといういきさつがあったんじゃないか思います。

【高木委員】実際には、藤田さん高裁長官されて、長官手当みたいなものはないんですか。

【藤田委員】特別な手当は全くありません。

【高木委員】実際には、3号とか、何級か、それにポストがリンクしている面があるわけでしょう。

【藤田委員】3号にリンクしていると言いますと。

【高木委員】例えば、部総括になると大体3号だとか、例えば、どういう職位なのかどうか知りませんが、結果的には職位リンクみたいな面があるんじゃないですか。

【藤田委員】高裁長官の場合は、東京高裁長官は別ですけれども、高裁長官という別建ての報酬があります。高裁長官から認証官になるものですから。例えば、仙台から広島に行ったから、上がったり下がったりということはありません。その任地の調整手当は上がったり下がったりしますけれども。

【高木委員】というより、私のお尋ねしたいのは、実質的には手当はないけれども、そういう責任の重さみたいなものに連動して、給与がリンクしているんじゃないかということです。

【竹下会長代理】高裁長官以外の裁判官についてですね。

【藤田委員】別建てになっていて、それは判事の給与は。

【高木委員】ちょっと高裁の例は適当じゃなかったかもしれませんが、そういう意味で職位リンクみたいな世界は、私はあ

るんじゃないかなと思います。ただ、同じような職能を求められている部分は、基本的に単一レートということで、強いて言えば、勤続ファクターなり経験ファクターみたいなものをある程度見るのは、キャリアシステムということにこだわりになられるなら、有り得る話だと思います。ただ行く行くは、できるだけキャリアシステム的な運営でないようにしていきましょうという道筋が想定されたとしたら、将来それは何十年先の話かもしれないかもしれませんが、その道筋を踏まえた給与体系が必要になる。具体的には、弁護士任官の方なんかがいっぱい増えてきたときに、どういうことになるのか。そんな意味で、いわゆるポスト・リンクみたいな部分はあるんだろうとは思いますが。ジョブデザインを描いてみて、それを職務評価してみたら、同じですという構図です。

だから、これは評価との関係も出てくるんですが、単一レートというのは極め付けて言うと単一レートが必然そうだということなんです。少なくとも、同じような職位の中は、同じことが期待されておるんであったら、その期待度に対する実態的に職務遂行度が、どう評価されるかという、これはまた別の話としてはあるんだろうとは思いますが。

【中坊委員】もう言うまでもないとは思いますがけれども、要するに、私たちがここでなぜ裁判官の報酬の多段階制を問題にしているかと言えば、裁判官の独立というものが、昇給、昇進によって影響を受けているんじゃないか、みんな国民はそういうふうに見ているよということ、それに対してどう対応するかというのが、我々の審議の一つの大きな視点だろうと思うんです。そういうことから言えば、それはだれが見ても、一般の会社と同じように、23段階というような、どんどん上がっていくというような制度自体は、どういう制度を取るにしてもおかしいということだけは、我々としては共通の認識に達するんじゃないかなという気

がいたします。

【佐藤会長】議論すると、この報酬の問題は、非常に難しいんだろうと思います。そういう意味で、今日意見の取りまとめは難しいんですが、藤田委員がさっきおっしゃったように、報酬が落ちることではいけない、これをいじることによってですね。その点は余り御異論がないことかというように思いますが、問題は、はい、そのこと自体に何か御異論がありますか。

【北村委員】給料というのは、やはり勤務時間とか忙しさとかによって違ってくると思うんです。裁判官の数が今度ずっと増えていって、もし今の裁判官よりももっと時間的な余裕ができるんだしたら、下がるということもあり得るでしょうし、だからそんなの一概に言えないんじゃないかなと思うんです。

今の裁判官の給料が高いかどうかというのは、それもちっとよく分かりませんが、だからそんなことを言っているのかなというふうにも思うんです。

【藤田委員】お言葉ではございますが、今の裁判官の事務量というのはちょっと異常なんです。ですから、昔、私が判事補のころ1週間ぐらいこたつで寝て仕事したことがありましたけれども、それを今、正常なところに戻そうとしているわけです。少し余裕を与えて教養も深め、国民から歓迎されるような充実した裁判をする。文化は余裕なりでありますから。そういうことでありますので、ダウンというのは少しいかがかなというふうに思います。御勘弁を願いたい。

【中坊委員】私たち弁護士の立場から見ても、今の裁判官は余りにも忙し過ぎるし、決して報酬そのものが高いとは思えません。だから、それがまた弁護士任官の一つの大きな問題点にもなっているわけだから、やはりそういう意味で言えば、私も藤田さんと同じ意見で、それはたまたま二人が一緒になっているという意味じゃなしに、やはり現在の裁判官を目の当たりに見ておって、私の見る限りでも

若いころは本当に質素に、お暮らしになっているのは事実だし、それが今まさにおっしゃるように、この報酬の改定で、全体としてもうちょっと暇になったらダウンだというのは、私もちょっと酷なように思うんです。

【佐藤会長】では、その前提ですけれども、先ほど来何人かの委員もおっしゃり、またさっき藤田委員も場合によってはという感じのこともおっしゃいましたけれども、今の段階がすべて含めて 23 段階、これがいいかどうか。先ほど高木委員でしたか、ちょっと触れられたことなんですけれども、裁判所が発足するころの議事録、国会でどんな議論があったのかということで、21 年 8 月 27 日の貴族院の議事速記録を見たのですが、その中で、木村篤太郎国務大臣が言っておられるんですが、最高裁判所の裁判官の場合は一緒だけれども、下級裁判所の裁判官の場合はそういうわけにはいかないだろうと。在職期間が長いもんですから。憲法上 10 年ずつなんですけれども、当然再任を考えてのことです。ただ、余り多いとやはりいろいろ弊害があるということをおっしゃっているんです。ちょっと読ませていただきます。「往々ニシテ其ノ進級ヲ早目ニ求メタイト云ウ点カラシテ、色々ノ弊害ヲ生ズルコトハ当然デアリマスルガ、左様ナ弊害ヲ生ズルコトヲ防止スル為ニ、極メテ階級ヲ少ナク致シマシテ、サウシテ運用ニ於テ、進級制ニ伴ウ弊害ヲ除去致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス」と。

ですから、今の段階が多段階というべきかどうか、それ自体評価ですから分かりませんが、今の段階でいいのかわかるとは、やはりちょっと考えていただくべきものではないかという辺りのところで、今日のところは、よろしゅうございますか。まとめになっているのかわかりませんが。

(「はい」と声あり)

【佐藤会長】では、この問題についてはそういうことにさせていただきます。(略)